

議案第89号 財産の処分についてに対する附帯決議

本定例会において、旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地を三浦地所株式会社に売却する、議案第89号 財産の処分についてが提出され、可決された。

旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地利活用プロジェクト基本協定契約書では、事業用地の利活用方針が「関係人口の創出、観光客の滞在時間延長、消費額の増加等に資する観光拠点の形成を目指すもの」であることが示されている。また、現在、三浦地所株式会社が示している事業計画では、2025年度までとしてスモールホテルとその周辺に展開するグランピングリゾートステイ施設、バーベキュー施設、カフェやレストランなどの整備が想定されているが、事業の開始時期は未定である。

よって、市においては、今回売却する事業用地については、速やかに事業実施に向けた計画書等を議会に提示するとともに市民に公表すること、また、現在庁舎として利用している事業用地については、令和8年4月以降の売却前に事業用地全体の具体的な事業計画を議会及び市民に示されるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月15日

三浦市議会